

読み書きにご不便を感じている「見えない・見えづらい」方へ

名古屋市代筆・代読支援員派遣事業

令和5年4月より

同行援護・居宅介護との併用が可能に！



名古屋市では、令和5年度より本事業の利用対象者が大幅に広がりました。
名古屋市にお住まいで、視覚障害により筆記や文字の判読に困難を感じている方
であれば、本事業をご利用いただくことができます。

日々届く郵便物の仕分け、役所等に提出する書類・病院の問診票の記入、食品パ
ッケージに記載された商品名や賞味期限の確認…、見えない・見えづらいことで
日々、お困りではありませんか？ 本事業は、視覚障害の方の目の代わりとなる
代筆・代読支援員をご自宅など名古屋市内の任意の場所に派遣します。

※ 利用料はかかりません。

※ 利用時間数の制限有 1回2時間まで ・ 1か月10時間以内

利用までの手順

- ① 「日々の暮らし相談室」にお申し込みください。（電話またはメール）
- ② 氏名・住所・電話番号などの連絡先、生年月日、見え方の状態、依頼内容など
を伺います。
- ③ 市に住民登録の有無を確認した後、派遣支援員の調整を行い、折り返しご連絡
します。（申込から1週間ほどかかります）

申込および問い合わせ先

社会福祉法人名古屋ライトハウス

日々の暮らし相談室（視覚総合相談室） 【担当】 藤下・松山・仁藤

電話：052-211-7461

Eメール：shikaku-soudan@nagoya-lighthouse.jp

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00

※ 事業の詳細は、裏面に記載してあります

利用できる人ってどんな人？

- 名古屋市にお住まいの方（住民登録のある方）
- 視覚障害により筆記や文字などを読むことに不便を感じている方（身体障害者手帳の交付を受けていなくても利用可）

申し込んだらすぐ利用できるの？

支援員の調整が必要となるため、お申し込みから派遣まで1週間程度かかります。あらかじめ固定の曜日や月単位でのお申し込みも承ります。

代筆・代読してもらえる内容は？

ご本人や同居の家族に関する以下の事項

- ① 市・区役所・学校等公的機関の手続きに関連する事柄
- ② 受診又は相談等医療に関する事柄
- ③ その他、地域生活を営むうえで必要不可欠な事柄

それってつまり？

日々届く郵便物の仕分け、役所など公的機関の書類、手紙のあて名、パンフレット、カタログ・デリバリーメニュー、商品パッケージの表示などの代筆・代読が行えます。

※ 契約書類など、対応できないものもあります。

※ 掃除・洗濯・調理などの家事、家電・パソコン・スマホの操作、外出の同行、買物代行など、代筆・代読以外の事柄は行えません。



どこで代筆・代読してもらえるの？

ご自宅など、ご本人が希望される名古屋市内の場所に、代筆・代読支援員が伺います。（ご本人の同席が必要です）

どんな人が代筆・代読してくれるの？

代筆・代読支援員養成講習において、視覚障害への理解、代筆・代読の基礎知識、個人情報取り扱いについて履修し、名古屋市に登録した支援員が行います。

※ 支援員の指名はできません。

※ 本事業は社会福祉法人名古屋ライトハウスが名古屋市より委託されておこなっています。